

# 回数コード算定 早見表

令和5年9月15日更新  
高齢社会対策課介護予防係

介護予防・生活支援サービス事業は **月額報酬**が基本。**回数コード**で算定できる場合は、以下の事由に**限られます**。

赤字：更新内容

## 1. 回数コード適用の事由

月	月	月	事由
← 月をまたぐ事由発生期間 【回数コード】	→ 月をまたぐ事由発生期間 【回数コード】	【月額コード】	事業所指定効力停止 ショートステイの利用
【月額コード】	← 月をまたがない事由発生期間 【回数コード】	【月額コード】	
【月額コード】	事由発生 【回数コード】	【月額コード】	区分変更（要支援1 要支援2、事業対象者 要支援） サービス提供事業所の変更（同一サービス種類のみ） 急な状態変化（悪化により身体介護が必要）によるケアプランの変更
	事由発生 【回数コード】	【月額コード】	区分変更（要介護 要支援） 利用者との契約開始（1日付契約は月額コード） 施設やグループホーム等の退所 公費適用の開始（生活保護など） 生活保護単独から生活保護併用への変更（65歳になって被保険者証取得）
【月額コード】	事由開始 【回数コード】		区分変更（要支援 要介護） 利用者との契約解除 施設やグループホーム等への入所
	→ 月をまたぐ事由発生期間 【回数コード】		訪問型サービス（生活援助中心）の同一世帯での振り分け（按分）

詳細は令和元年11月6日付「練馬区介護予防・生活支援サービスの月途中の事由によるサービスコード（回数）の適用」を参照。

## 2. 回数コードの回数制限

サービス	サービス内容	制限回数
訪問サービス	週1回程度	4回まで
訪問サービス	週2回程度	8回まで
訪問サービス	週2回を超える程度	12回まで
通所サービス（回数）	週1回程度	4回まで
通所サービス（回数）	週2回程度	8回まで

### 3. 月額包括報酬のみ（回数コードのないもの）の取扱い

<p>介護予防ケアマネジメント費</p>	<p>月額包括報酬のみ。          ただし、月途中の<b>事業者変更</b>の場合、<b>変更後の事業者のみ</b>月額包括報酬の算定が可能。          月途中の<b>他保険者への転入・転出</b>の場合、<b>それぞれの保険者において</b>月額包括報酬の算定が可能。          月途中の<b>生活保護から生活保護併用への変更</b>の場合、<b>それぞれにおいて</b>月額包括報酬の算定が可能。</p>
<p>回数コードがない加算</p> <p>【訪問型サービス】</p> <p>生活機能向上連携加算</p> <p>【通所型サービス】</p> <p>生活機能向上グループ活動加算</p> <p>運動器機能向上加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>栄養アセスメント加算</p> <p>栄養改善加算</p> <p>口腔機能向上加算</p> <p>選択的サービス複数実施加算</p> <p>事業所評価加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>生活機能向上連携加算</p> <p>口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>科学的介護推進体制加算</p>	<p>月額包括報酬のみ。          ただし、月途中の<b>事業者変更</b>の場合、<b>変更後の事業者のみ</b>月額包括報酬の算定が可能。          月途中の<b>他保険者への転入・転出</b>の場合、<b>それぞれの保険者において</b>月額包括報酬の算定が可能。          月途中の<b>生活保護から生活保護併用への変更</b>の場合、<b>生保併用にて</b>月額包括報酬の算定が可能。</p>